

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 8 月 17 日（金）第3443号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 入会林野整備計画の認可（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 家畜伝染病の発生（畜産課取扱い） 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4
- 道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 5

公 告

- 河川法に基づく高須川水系河川整備計画の公表（河川課取扱い） 5
- 指定管理者の公募公告（4件）（都市計画課取扱い） 6
- （建築課取扱い） 9

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 12

告 示

鹿児島県告示第830号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、南さつま市上野入会林野整備組合代表者竹山淳一の認可申請に係る上野入会林野整備計画を平成30年8月9日認可した。

平成30年8月17日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第831号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年8月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市福山町福山字中磯7511番2, 7512番3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中磯7511番2・7512番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第832号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年 8 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

病院 又は 診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
愛甲医院	薩摩川内市大小路町24番2号	平成30年 8月1日	育成医療・更生医療
久木田整形外科病院	枕崎市港町113番地	平成30年 9月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第833号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年 8 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
みやび薬局市来店	いちき串木野市大里3910-6	平成30年 8月1日	育成医療・更生医療
アクア薬局	いちき串木野市京町42番地3	平成30年 8月1日	育成医療・更生医療
イブスキ薬局	指宿市大傘礼1-1-16	平成30年 8月1日	育成医療・更生医療
海浜薬局	南さつま市加世田高橋1952番地2	平成30年 8月1日	育成医療・更生医療
しんまち薬局	南九州市川辺町田部田3968番地1	平成30年 8月1日	育成医療・更生医療
はらだ薬局上川内店	薩摩川内市御陵下町3144番地1	平成30年 8月1日	育成医療・更生医療
有限会社ぎんざ薬局求名店	薩摩郡さつま町求名2609番地1	平成30年 8月1日	育成医療・更生医療

さわやか薬局	始良市平松2841番1	平成30年 8月1日	育成医療・更 生医療
--------	-------------	---------------	---------------

鹿児島県告示第834号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年8月17日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスつる	薩摩郡さつま町鶴田2686番地	医療法人明芳会	薩摩川内市祁答院町蘭牟田2103番地6	高江 政伸	平成30年 6月30日	通所介護
社会福祉法人長島町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	出水郡長島町鷹巣1659番地1	社会福祉法人長島町社会福祉協議会	出水郡長島町鷹巣1659番地1	中納 武徳	平成30年 7月31日	訪問入浴介護
社会福祉法人長島町社会福祉協議会訪問介護事業所	出水郡長島町鷹巣1659番地1	社会福祉法人長島町社会福祉協議会	出水郡長島町鷹巣1659番地1	中納 武徳	平成30年 8月15日	訪問介護
南九州市社協川辺デイサービスセンター	南九州市川辺町平山6978番地	社会福祉法人南九州市社会福祉協議会	南九州市川辺町平山6978番地	田之脇 厚	平成30年 8月31日	通所介護

鹿児島県告示第835号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年8月17日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所いきいき館	鹿屋市笠之原町3569番地1	有限会社いきいきケアサポート	鹿屋市王子町3958番地7	田中 穂積	平成30年 8月1日	訪問介護
訪問入浴サービス達者の家	出水郡長島町蔵之元3696番地	株式会社ケアクラフトマン	出水郡長島町蔵之元3696番地	大平 怜也	平成30年 8月1日	訪問入浴介護
株式会社メディクルーズちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地8	株式会社メディクルーズ	鹿屋市札元二丁目3771番地8	楠田 大樹	平成30年 8月1日	居宅療養管理指導
株式会社ライドクルーズいちご薬局	垂水市田神字下福町3479番地3	株式会社ライドクルーズ	垂水市田神字下福町3479番地3	楠田 大樹	平成30年 8月1日	居宅療養管理指導
障害者支援施設星の園	大島郡龍郷町赤尾木1356番地	社会福祉法人愛誠会	大島郡龍郷町赤尾木1356番地	堅山 榮三	平成30年 8月1日	通所介護

鹿児島県告示第836号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年 8 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人長島町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	出水郡長島町鷹巣1659番地1	社会福祉法人長島町社会福祉協議会	出水郡長島町鷹巣1659番地1	中納 武徳	平成30年7月31日	介護予防訪問入浴介護

鹿 児 島 県 告 示 第 837 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成30年 8 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問入浴サービス達者の家	出水郡長島町蔵之元3696番地	株式会社ケアクラフトマン	出水郡長島町蔵之元3696番地	大平 怜也	平成30年8月1日	介護予防訪問入浴介護
株式会社メディクルーズちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地8	株式会社メディクルーズ	鹿屋市札元二丁目3771番地8	楠田 大樹	平成30年8月1日	介護予防居宅療養管理指導
株式会社ライドクルーズいちご薬局	垂水市田神字下福町3479番地3	株式会社ライドクルーズ	垂水市田神字下福町3479番地3	楠田 大樹	平成30年8月1日	介護予防居宅療養管理指導

鹿 児 島 県 告 示 第 838 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成30年 8 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	22	南九州市	平成30年8月6日

鹿 児 島 県 告 示 第 839 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）朝知野地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年7月27日に行った。

平成30年 8 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 告 示 第 17 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年 8 月 17 日

始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 長 下 村 一 彦

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム ゆうじろう	始良市蒲生町下 久徳榎田543番 地2	社会福祉法人建 昌福祉会	始良市東餅田 2602番地	伊東 安男	平成30年 4月1日	共同生活 援助
就労支援センタ ーなないろ	伊佐市大口上町 14番12号	イージーファ ースト合同会社	伊佐市大口大田 321番地1	小山 恵子	平成30年 7月23日	就労継続 支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年 8 月 17 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年 月日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年 8月2日	鹿児島市錦江町1 番4号 ヤマサハウス株式 会社 代表取締役 佐々木典明	始良市西餅田字下今別府 3603番9	48.79	6.02

大島支庁告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年 8 月 17 日

大島支庁長 松本俊一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス和 月龍郷	大島郡龍郷町浦 字ヲフニ1068番 3	株式会社和月	奄美市名瀬末広 町16番1号2階	白浜 和晃	平成30年 7月1日	共生型自 立訓練 (機能訓 練)・共 生型自 立訓練(生 活訓練)

公 告

河川法に基づく高須川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、高須川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成30年 8 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成30年 8 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公の施設の名称
吉野公園
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 公園施設の維持管理に関する業務
 - (2) 都市公園の利用の制限に関する業務
 - (3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
 - (4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務
 - (5) 都市公園の利用の促進に関する業務
 - (6) 都市の緑化推進に関する業務
 - (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月 31日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
 - ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあつては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

平成30年9月11日（火）から同月19日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成30年9月19日の消印のあるものまで受け付ける。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

(1) 詳細は、募集要項によるものとする。

(2) 募集要項は、鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成30年8月17日（金）から同年9月19日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

.....

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成30年8月17日

鹿児島県知事 三反園訓

1 公の施設の名称

大隅広域公園

2 公の施設の所在地

鹿屋市、肝属郡肝付町

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

(1) 公園施設の維持管理に関する業務

(2) 都市公園の利用の制限に関する業務

(3) 有料公園施設の利用の許可に関する業務

(4) 有料公園施設の利用に係る料金に関する業務

(5) 都市公園の利用の促進に関する業務

(6) 都市の緑化推進に関する業務

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

(1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等
- カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
- 施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては，定款その他の基本約款）
- オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
- カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の提出先
- 鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間
- 平成30年9月11日（火）から同月19日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- なお，郵送により提出する場合は，平成30年9月19日の消印のあるものまで受け付ける。
- 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準
- (1) 事業計画書の内容が，住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が，当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに，管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
- (1) 詳細は，募集要項によるものとする。
- (2) 募集要項は，鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において，平成30年8月17日（金）から同年9月19日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間，配布する。
-

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成30年 8 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公の施設の名称
県営住宅（鹿児島市内分）
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 県営住宅の入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
 - (2) 県営住宅における連帯保証人の変更に係る承認申請その他承認申請の手続に関する業務
 - (3) 県営住宅及び共同施設の環境整備及び維持修繕に関する業務
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、県営住宅及び共同施設の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月 31日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
 - (7) 役員のうち地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当する者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (8) 申請の日現在において、管理している賃貸住宅の戸数が500以上であること。
 - (9) 一級建築士又は二級建築士の資格を有する者が常勤で在籍していること。
- 6 複数の団体等による申請
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他の基本約款）
- オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
- カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅管理係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

平成30年8月23日（木）から同年9月18日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成30年9月18日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要項によるものとする。
- (2) 募集要項は、鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅管理係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成30年8月17日（金）から同年9月18日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

.....

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成30年8月17日

鹿児島県知事 三反園訓

1 公の施設の名称

県営住宅（鹿児島市及び離島に所在するものを除く。）

2 公の施設の所在地

指宿市 外18市町

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 県営住宅の入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
- (2) 県営住宅における連帯保証人の変更に係る承認申請その他承認申請の手続に関する業務
- (3) 県営住宅及び共同施設の環境整備及び維持修繕に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、県営住宅及び共同施設の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法

（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等

カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

- (7) 役員のうち地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (8) 申請の日現在において，管理している賃貸住宅の戸数が500以上であること。

- (9) 一級建築士又は二級建築士の資格を有する者が常勤で在籍していること。

6 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等が共同して申請することができる。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては，定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅管理係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）

8 申請を受け付ける期間

平成30年8月23日（木）から同年9月18日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，郵送により提出する場合は，平成30年9月18日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が，住民の平等な利用を確保することができるものであること。

- (2) 事業計画書の内容が，当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに，管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要項によるものとする。
- (2) 募集要項は、鹿児島県土木部建築課住宅政策室住宅管理係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成30年8月17日（金）から同年9月18日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年8月17日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成30年10月22日（月）から同月26日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
平成30年10月25日（木）及び同月26日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの
 - ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「3号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの
 - ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）
- (1) 新規取得講習
10人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
 - (2) 追加取得講習
5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成30年9月10日（月）から同月14日（金）まで
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者等
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (3) 提出書類
 - ア 共通
講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
 - イ 新規取得講習
 - (ア) 4の(1)のイに該当する者
 - a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
 - b 履歴書 1通
 - (イ) 4の(1)のウに該当する者
3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - (ウ) 4の(1)のオに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - (エ) 4の(1)のオに該当する者
3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - (オ) 4の(1)のオに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - ウ 追加取得講習

- (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490